ぜんこく しぎかいじゅんぽう 4月15日

_第1721_号 定価 1部20円

毎月3回5の日に発行

発行 全国市議会議長会

が了承された。

議員年金対策会議」の設置

議員共済会との合同による

全国市議会議長会と市議

藤田会長(中央)検討会に出席する 年金対策会議

討する 田博之会長 学法務研究科教授を選出。市 ポール麹町で第1回検討会を 度検討会」を設置、 議会議員共済会代表として藤 たって安定した制度とするた 会議員の年金制度を将来にわ めに講ずべき具体的施策を検 座長に大橋洋一・学習院大 「地方議会議員年金制 東京・ル 地方議

総務省

方議会議

員年金制度検討会開

併特例法に規定されている通 う国策によるものであり、

「市町村合併の推進と

合

ح

れに

関 し藤

田 会

国に責任を果たしてもら

将来に

わたる安定へ見直

総務省は3月3日、 地

市・町村議会議員共済会に が委員として参加した。 (広島市議会議

加に加え、行政改革に連動し 模かつ急速な進展に伴い、会 影響を及ぼし財政が急激に悪 両共済会の年金財政に大きな 員数の急減や年金受給者の増 おいては、市町村合併の大規 た議員の定数と報酬の削減が

市·町村

員の3共済会が昨年7月に設 会議員共済会の双方から選任 における試算では、 月3日に取りまとめた報告書 度に関する研究会」が去る2 置した「地方議会議員年金制 全国市議会議長会と市議

化した。 都道府県、 市 町村議会議

される17人。 名するそれぞれ2人(計6 ら全国市議会議長会会長が指 市、中核市及び特例市の中か 会理事(9人)、政令指定都 長 (1人)、 会会長(全国市議会議長会会 構成員は、市議会議員共済 市議会議員共済会副会 市議会議員共済

る。

れた。 的状況など更なる分析を行う 必要があることなどが指摘さ 員から、財政悪化要因の具体

緩和措置としての負担金率の 特別掛金率、負担金率、激変 挙げた。収入面では、掛金率、 見直し。給付面では、年金算 策を議論するうえで、収入、 制度を長期的に安定させる方 として検討する以下の項目を 給付両面から取りうる対応策 検討会では、 今後議員年金

止した場合の問題点等も検討 見直し。また、年金制度を廃 資格、遺族年金、 等の給付水準、退職年金受給 市町村合併により旧町村 議会議員共済会において 一時金等の

年度に枯渇すると見込んでい 都道府県議会議員共済会も34 済会の積立金は23年度に、

掛金率について、

いたい」と強調。

現在 16 % 「限界に

研究会報告書に関連し、

難

0) 近 0

視野に入れた具体的対応策 い」と述べた。 改正で掛金の引き上げは い。制度を存続させるため ムページで適時公開 まとめられる。 したのち、今秋にも法改正 (検討会議事録は総務) 今後5回程度検討会で議

道府県議会議員共済会会 之·市議会議員共済会会 授、渡辺俊介・東京女子医科 孝·政策研究大学院大学教 済組合連合会理事長、横道 員=松本英昭·地方公務員共 習院大学法務研究科教授、 大学教授、大野忠右エ門・都 会委員】座長=大橋洋一・ (秋田県議会議長)、 藤田 委 学 長 長 博

定基礎率·加算率、既裁定者

【地方議会議員年金制度検

ていることなどにより財政が の年金受給者を多く受け入れ 務員部 ·総務省自治 (以上8名

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 代表 TEL 03 (3262) 5234 旬報 TEL 03 (3262) 2309 発行人 大竹 邦実 http://www.si-gichokai.gr.jp

会議員年金制度検討会」 省に去る3月30日、 議員年金対策会議は、 一地方

が

もの。 する諸課題に対処するため、 置されたことに伴い設置する 議員年金制度の長期的安定の この会議は、議員年金に関

議長会正副会長会議におい

4月9日開

催の全国市議会

議長会、共済会合同

で

設置

5 月 検討する。 ための具体的方策等について 議員年金対策会議の構成員 28日から1年 設置期間は、 間

総務

(広島市議会議長) 、原伸一 (福岡県赤村議会議長) 、 町村議会議員共済会会

最高裁は

一会期中

(2)

本会は平成20年10月15日と16日、

北海道釧

路市で第3回研究フォーラムを開催しまし 根本を探る糸口として、 べきか」。研究フォーラムでは、 た。テーマは「地方議会や議員はいかにある 基調講演やパネルデ 同テーマの

向上策を考察しました。本号では、基調講演 演録は2月に全市議会事務局へ送付済み)。 講演要旨を紹介します(すべてを網羅した講 していただいた大森彌・東京大学名誉教授の ィスカッションを実施し、更なる議会機能の



第3回本会研究フォーラム基調講

演

月々に報酬を支払う必要はな

閉会中でも報酬やボーナ

地方議員が非常勤職なら、

要旨

いだからこそ。ただし「常勤

スが支払われるのは、

常勤扱

住民とも議論せざるを得な が判断しなければならない。 な議会の規模について、自ら

い。議会構成の議論を通じ、

東京大学名誉教授 大森 氏

員 間違っている地方議 の位置付けと職務

旬 報

身分を巡り不可解な取り扱い 題がある。まず、地方議員の を与えない理由の一端は、我 制度を紹介したい。 をしている例として、裁判員 が国の制度的な取り扱いに問 世間が地方議員に高い評価

国市

期中のみにつき、辞退の申し 定が置かれている。その職は 務のほか、職に応じた免除規 する法律」。同法には参加義 判員の参加する刑事裁判に関 は含まれない。地方議員は会 立てが認められる。 ·国会議員▽都道府県知事▽ 裁判員制度の根拠法は ---など。地方議員 裁

を認めない。 原則として会期中以外は辞退 回答している。裏を返せば、 し立てを可能にしたもの」と を伺うまでもなく、辞退の申 内容等に関する具体的な事情 認められることから、公務の を全うする必要性が一般的に である場合には、重要な公務

議会

の考えは誤りだ。 ているのだろう。しかし、 がない、という考えに基づい あり閉会中は公務らしき仕事 そらく、地方議員は非常勤で 裁の見解は釈然としない。お 重要な公務でないのか。最高 会期中以外の議員活動は、

地

方議会のあり方について

年6月11日の改正自治法成立 は 以 我が国では確かに、平成 前、旧203条の規定で 地方議員が非常勤と解釈

令では住民人口を大括りに

市議会の議員定数に係る

ついて紹介したい。現行の法

案で、ほぼまとまった項目に

なかでも市議会に関わる事

規定が含まれていた。しかし 常勤職員の包括規定に議員の し得る条文となっていた。非 元々、自治法で議員が非常勤

常勤職について包括的に定

と定めてはいない。

場のまま放置されてきた。

昨年の自治法改正で、よう

では長期にわたり、

曖昧な立

である首長と議員が、我が国 規定されてはいない。公選職 扱い」だが「常勤」と明確に

自治法第204条は、行政

と同じ条文で括られていたこ

方向へ向かっている。

地 議

方

会に実地検査権を保有させる 移そうとしている。また、 査委員の選任権を全て議会へ 監査機能強化を図るため、監

議

公選職の議員が、非常勤職員 が別立てとなった。そもそも やく議員と非常勤職員の規定

地

―ガバナンスの変化 | 方議会の充実が不可欠

調と思えないが、私は元々、 議員定数に上限や下限を設け 論も、一部にあるらしい。

まりつつある。 の上限を撤廃する方向でまと 上限数が決められている。こ

限を撤廃してしまえという議 くすため、この際、定数の上 ぱいに議員を置く自治体をな なる懸念がある。上限数いっ 存在が議員の減員の足かせと 漏れ聞いた話では、 この議論は、あまりいい論 上限

で、主に検討している。 下に設置された専門小委員会 調査会を発足させ、同調査会 は現在、国が第29次地方制度

> 議会の構成は、議会自身が判 いと考える。 施されること自体は、望まし を撤廃する方向で法改正が実 断すべきこと。だから、上限 るべきでないと考えている。

を超える議員定数を定めるな 立つ最小議員数の理論値は4 として機能する。そこで4人 派を構成し得るため、合議体 3人の議員のうち2人で多数 人。1人が議長を務め、残り 合議体としての議会が成り 長が常勤と定めてはいない。 に含まれているため常勤職と と自体が不自然。 議員は選挙

について実際のところ、さし

現在の各自治体の議員定数

由が必要となる。

たる根拠はない。したがって 一限が撤廃された場合、

めている。首長の規定も同

議や全員協議会は不必要か。

制調では、執行機関に対する

次に監査制度について。

地

か。動向を見守りたい。 るのか、または荒涼とするの 議会の活性化が呼び起こされ

らの会議は正規の職務と位置 昨年の自治法改正以前、これ 議員に辞令は存在しない。 間が限定されるという意味。 受け取ってから働くのではな を経て任期が始まった時点で 成立するのか。各派代表者会 の出席のみとしてきた。果た 治法上に定める正規の会議へ きた。地方議員の職務は、自 動を極めて限定的に解釈して い。辞令とは、働く場所と時 活動が始まっている。辞令を して正規の会議だけで議会が しかし国は、地方議員の活

シフトしているためであ 会の充実が不可欠との考えに 自治の発展を図るうえで、 が進められる背景には、 議会の権能強化となる議

ろ

スが変わると、 議員の振る舞い、考え方にも 変化が生まれるだろう。 ンスの変化。議会のガバナン 変化を及ぼす。これがガバナ 議会機能の強化は、議会や 3 面 へ続く 議会審議にも

期にわたり、なされている。し歳出削減的な財政運用が長

によって大きな体験をなし得

なげる試み。実は、横でつな

漢字を用いた熟語は、全て悪

協働は、人や集団を横につ

試されていないためだ。

そが協働の実践場所となる。 議員の合議体。だから議会こ と議決権が完全に対等である

辞書を引くと「横」という

協働を強調するのなら、協働 おいて台頭している。しかし な運用基準が急速に、市政に

た続いている。歳出抑制ない

自治体財政が逼迫した状況

横のつながり

しい可能性

を で

時代となった。

た。住民に納得してもらう

最近、「協働」という新た

ワーク型あるいはパートナー

留意すべきであろう。ネット た事実は、ほとんどない点に

のは議会だ。議会は、

発言権

日本を創造した。

命を懸けて禁を破り、

新しい

がることが前提となっている

シップ型の有効性は、十分に

(3)

望める時代ではなくなり、住 集中」の運用。あれもこれも 国の言葉を借りると「選択と

?の満足度が高められなくな

2 面 品から続い

市 町村合併と分権改革

暮らす日本人は、既に9割を なら、市へ事務権限を移譲し 増加し行政体制が整備された 超えている。市が、これだけ 町村への権限移譲を目玉とし ないわけにいかない。 ている。市町村のうち、市で から都道府県への事務権限の 告を打ち出した。この勧告は 果が、どこで現れ始めたか。 平成の大合併の成果を前提と したもの。では、大合併の成 譲よりも、都道府県から市 -成20年5月28日に第1次勧 地方分権改革推進委員会が 分権委の第1次勧告は、国

そう。町村を含めると難しい 整備が整えば都道府県から市 会へ提出する必要がある。法 必要となる。一括法として国 には、関係法44本の見直しが こういう提案となっている。 き、市へ事務権限を移そう。 とも体制が整っている市へ移 第1次勧告を実現するため 付けている仕事を、 大筋としては町村を除

権優位 明 治 以

限の移譲は、明らかに合併の 成果といえよう。 へ権限が移譲される。事務権 権限移譲後は、事務の担い

手である市の意向を条例とし 議会へ提出することとなる。 て反映させるため、条例案を

> こととなる。議会のあり方、 められることとなる。 議員の振る舞いにも変革が求 市議会の役割は今以上に増す

ぼす。おそらく首長は、 首長との接し方にも影響を及 議員の振る舞いの変化は、 議会

関委任事務制度下では、議会 が目覚めては困るためだ。 中心の制度となっていた。中 央集権的な行政体制である機 治は執行権が優位する、首長 な、と内心で思っている。 明治以来、我が国の地方自

企画立案は議会主導で

表制を強調している。 例をみると、いずれも二元代 ている。これらの議会基本条 自 二元代表制とは代表機関が このところ議会基本条例、 治基本条例が制定され始め

2つ存在するため、 「取扱注

だから今回は都道府県に義

ちつつ協力し合い、自治体の 民の意思と、議会の多数派を らこそ、両者は緊張関係を保 る可能性を含有する制度だか ズレが起こり得るためだ。 選んだ住民の意思との間に、 意」の制度。 意思決定を行う。緊張関係が 相当程度、強い対立も起こ 首長を選んだ住

のは、政策形成能力だ。 関の優位性が最も表れている に対し優位している。執行機 合、圧倒的に執行機関が議会 代表制の意義であろう。 求められることこそが、 ても、実際は客観的に見た場 ところで二元代表制といっ

通常、首長は執行機関、 二元 議

会は議決機関もしくは議事機 いと思い込んでいた。

るか」。残念ながら多数の議 員は、議会で審議すべき事案 点が「誰が議案を企画立案す の区分の中で抜け落ちていた 関と呼ばれている。この2つ ほとんどの議会で確定すべ 自らが企画立案しなくて

代。志ある脱藩者らが命を懸 て行くことが出来なかった時 の秩序で、藩から簡単には出 維新の時代だ。幕藩体制が縦 実験した時代があった。明治 しかし「横」を日本全体で 新しい日本を創造しよう

うとしたが、それでも彼らは 出し、脱藩者らを取り締まろ

が、私の願いだ。

横死。 横暴、

> ないだろう。寝た子を起こす 独自に動き始めることを好ま 議会が き団体意思の内容に係る企

が今以上に強化され、

替えることは不可能となる。 拒否しない限り、成案を組み ている。だから執行機関は強 立案は、執行機関で行ってき た議案を審議しても、全てを 案を経て成案として提出され まるのは企画立案時。 い。議会は太刀打ちできない。 物事の最も重要なことが決 企画立

考えるべきであろう。 て、なぜ議会がまとめて首長 に伝えないのか。議会自らも っての考え方や方針につい は首長にあるが、編成にあた い。例えば予算編成。編成権 は、住民から信頼を得られな な仕事をして報酬を得ていて 会を通す。誰でも出来る。楽 審議し、少々の質問をして議 執行機関が用意した議案を

なげることが 人や集団を横につ 協働

を示している。横行、 横着、横車、横恋慕、 い意味であり、悪いイメージ 横」は奨励されていない。

横議横行の禁」を

員に立ってもらいたいという 藩者らが秘めていたくらいの 協働を唱えるのであれば、 会を打破する可能性がある。 気概があれば、日本の閉塞社 気概がほしい。そのくらいの その先頭にこそ、市議会議 会場にお集まりの皆さん 脱

市区議会議員の所属党派別人員調

共 総

務省は3月27

日

地

方

0

所属党派別

人員調等

20

合計は、

前 町

年より

505人減

合

は

12

%となる。

万3501人となる。

ŏ

村

議

員

6

定数

人增 は 2 7 6

殿員に占 前年より 一議員

員 **(**)

所

属党派

総

務省

属

が

65

%

議会議

員の定数合計

は、

前

玉

0

区

0)

合計

1人で、 女性市

28

べによると、

全

玉

8

6市

順となる

П

上表

照

り263人減の2万21

			二二
		単位:人(%)	団体
党派	平成20年12月	平成19年12月	の
公 明 党	2,321(10.6)	2,328(10.5)	議会
日本共産党	2,029(9.3)	2,046(9.2)	の議
自由民主党	1,742(8.0)	1,755(7.9)	員
民 主 党	958(4.4)	946(4.3)	及び
社会民主党	360 (1.6)	370(1.7)	長
国民新党	3(0.0)	3(0.0)	12
新党大地	2(0.0)	2(0.0)	月 31
諸 派	210(1.0)	210(0.9)	日
無 所 属	14,216(65.1)	14,505(65.4)	現在
計	21,841(100.0)	22,165(100.0)	
欠 員	289	228	」を公表
定数合計	22, 130	22,393	衣し
※構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入			

主 ī で、 ٤ % 党 9 5 党その 4 1 人 な (員を除く全市区議員2万 め る。 全市 最 (全市区議員数の \exists 者 人の所属党派別をみ b 8 次いで公明党23 区 他の政治団体に 3 多い 本共産党202 上議員の <u>%</u> の 1 万 4 2 1 同 同 0) 8 自 4 は 65 由 無 0 4 1 民 10 所 % 主 9 属 所 % 6

日本弁護士連合会

多重債務シンポジウム

「多重債務者の生活再建を実現する」

日本弁護士連合会では「多重債務者の生活再建 を実現する」と題し、5月12日に下記日程でシ ンポジウムを開催します。 シンポジウムでは、地方自治体の職員・相談員

の方など多重債務者の救済に係る方、あるいは多 重債務者の救済に関心のある方を対象に、多重債務者の救済及び自治体の内外における連携の実践 例について、現場からの報告を行います。また、 セーフティネット貸付の現状及び地方自治体で構 築が求められるセーフティネット貸付について紹 介を行います

多くの方のご参加をお待ちしています。

◎基調報告

- ◎第1部 より多くの多重債務者の発見・救済の ために
 - ○自治体の多重債務者発見のための広報及び連 携活動について
 - ○自治体における連携事例の報告
- ◎第2部 多重債務者のセーフティネットの確立 のために
 - ○自治体におけるセーフティネット貸付の取り 組み (事例報告)
 - ○セーフティネット貸付構築のための提言

記

時:平成21年5月12日(火) 12:30~17:00〈開場12:00〉 ♠ FI

所:弁護士会館2階講堂 クレオBC 〈日弁連ホームページ記載の一部弁護 士会にてテレビ中継実施〉

(東京都千代田区霞が関1-1

◆参加費: 無料

日本弁護士連合会人権部人権第二課 ◆問合せ:

TEL03 (3580) 9508 FAX03 (3580) 2896 詳細は日弁連ホームページに

(http://www.nichibenren.or.jp/ja/event/090512.html)

20年末

20年度活動を総括 病院協が役員会で



あいさつする田中弘光・病院協会長(松江市)

车

度

6

要望項目

目

は

自

会ため、 医不足の め、20は 面 病 院の 降、 談するなど、 年5月 諸問 政 解 経営基盤強化> 府 消 [題の ·与党関係者 開 所催の定期 解決を図る 要望運動 など。 司 勤

総

協

務 治

会協議会 州果を 20 き、 議を東京・ 江 玉 市 総 平 副会長・監事 自 続括した。 成 20 治体 (会長= 会 年度 全国 議 :病院: 長 都市へ =田中弘光 0 経営都 要望運 は4月3 相 会館 談役 市

経営基

盤

強化に向い

21 年

極

的

繰

ŋ

広げ

《果が実り、

自

1治体 ってき

病

院

年度 年度 最大の この 務 億 医学部 矢 円 8 | 不足 ほ 上 か会議 4 積 の解 いみされ 86人とされ 入学定員 では、 消 た。 は、 向 ま 第 5 け、 過去 た。 21

た。 タ \exists 域 セミナー に開 矢 療 朩 催 政 ル することを内 策 で開 水セミナ は 東 宗・都 催 の予 を |定し 定。 10

地方交付税! の 2 9 3 0 措置 0 億円 から70 額 が、 自

加 藤 紘 自 民 特別 委員

民

/党本:

部

で 4

月 2

日

漂

治 体 関 係者 か

Ш 崎順次· 本会監事 (小松 市

Æ 自民漂着

員立法

による

物 特 提出を目指してき は、 別 会 ij 議 委

強 細部を詰めるため、 法案骨子が完成 ングを実 では自治体関 施。

窮状を いら ミ処分に多大な負 れて 訴 いる 地 Ĺ 元 Щ 係 日 法 崎 者 担 監 か 0) 案

事 5 合

会議が開 流 長 (委員 特別委は平成 次 員 が 漂 出 などの主催 監 長 着 席 加加 ì, 物対 事 か れ、 関心を寄せ、 着 示 藤 意 策 する 海 18 本 紘 覚を 松 特 岸 による合 年 市 别 ゴミ問 「から 0) 述べた。 大量 発足 議 委 衆 会 員 Ш 議 議 題 にこ 以 議 崎 会